

(中学校用)

母子・父子 福祉 資金 貸付のおしらせ

(就学支度資金・修学資金)

横浜市内に在住する母子家庭及び父子家庭で、令和7年4月にお子様が高등학교、高等専門学校、専修学校(高等課程)に進学予定の方のためにお貸しする資金です。

《申請上の注意点》

就学支度資金・修学資金ともに、入学金や授業料等を既に支払い済みの場合は、貸し付けできません。

■ 就学支度資金 ■

高等学校、専修学校等の入学にあたって必要な入学金等が、貸付けの対象となります。

貸付限度額

(単位:円)

高等学校		高等専門学校		専修学校(高等課程)	
国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
150,000	410,000	410,000	580,000	150,000	410,000

■ 修学資金 ■

高等学校等に修学するための授業料、教材費、施設費等が、貸付けの対象となります。

貸付限度額(月額)

(単位:円)

高等学校		高等専門学校		専修学校(高等課程)	
国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
18,000	30,000	21,000	32,000	18,000	30,000

申請期間

申請する資金	申請期間
就学支度資金のみの申請	令和7年3月31日まで
修学資金のみの申請	令和7年2月3日以降
就学支度資金と修学資金を同時に申請	令和7年2月3日から令和7年3月31日まで

※修学資金の振込みは、令和7年4月以降に在学証明書を提出していただくことになります。

貸付金の返済

返済期間は、お子様が学校を卒業された後6か月を経過してから10年以内です。将来ご返済いただく制度ですので、無理のない借入・返済計画を立ててください。

ご返済いただけない場合は、弁護士等への徴収委任をさせていただく場合があります。

なお、お子様が高等学校を卒業し、引き続き大学や専門学校等に進学する場合は、その在籍期間の返済を猶予する制度があります(※在籍する年度ごとに猶予申請が必要です)。

相談・受付

お住まいの区役所の子ども家庭支援課にて、担当職員が貸付金や生活の状況等についてお話を伺います。ご相談の際に、当資金借り入れの必要性が確認されてから、申請書等の必要書類を揃えて提出していただきます。

なお、審査により貸付できない場合があります。

お問い合わせ

区名	電話番号	区名	電話番号
青葉区	978-2457	瀬谷区	367-5703
旭区	954-6117	都筑区	948-2321
泉区	800-2448	鶴見区	510-1839
磯子区	750-2475	戸塚区	866-8468
神奈川区	411-7113	中区	224-8171
金沢区	788-7772	西区	320-8402
港南区	847-8457	保土ヶ谷区	334-6353
港北区	540-2320	緑区	930-2432
栄区	894-8959	南区	341-1152
横浜市子ども青少年局子ども家庭課		671-2390	